平成２４年（フ）第２５０８号
大阪府東大阪市若江西新町２丁目４番14号
前田文化102号室
債務者　逢坂　信子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６９号
大阪府摂津市東別府３丁目３番10号
債務者　嶋中也寸志
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０７号
大阪府豊中市春日町２丁目10番20号、前住所
大阪府豊中市山ノ上町６番47―203号
債務者　桑地たき子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２９号
大阪市旭区大宮４―20―14―605号、住民票上の住所大阪市東淀川区南江口３丁目14番10―506号
債務者　上田奈留美（旧姓阿世知）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９４号
大阪市平野区喜連５丁目５番50号　樋口アパート22号
債務者　柳本　敍昭
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０２号
大阪市平野区瓜破３丁目３番65―321号
債務者　細井　一憲
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地61
債務者　田淵　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目30番地
債務者　長島　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市広畑区末広町１丁目47番地
債務者　後藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市田寺４丁目３番１号
債務者　内海　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２５号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘４番１号
公住20―78、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町三石福畑101番地
債務者　沖田真由美（旧姓高辻）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番10―404号
債務者　平目可奈子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８５２号
仙台市若林区沖野３丁目17番10号
債務者　樋口　徹男
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
仙台市宮城野区岩切字水分83番地の４
債務者　西村　佳子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
仙台市太白区中田町字前沖北２番地の12
債務者　中村　信一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
仙台市太白区大塒町２番25号
債務者　村上　正義
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
仙台市宮城野区新田２丁目16番29号　イーストアオバ202、従前の住所仙台市宮城野区平成１丁目14番25号　サニーライフ苦竹205
債務者　桑名　由紀
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係